長崎県国保・健康増進課　健康づくり班　調理師業務従事者届　担当　あて
〒８５０－８５７０　長崎市尾上町３番１号
※【個人の方が届け出る場合】長崎県電子申請システムで「調理師業務従事者届出」に入力してください。
【施設が複数の調理師についてまとめて届け出る場合】この用紙に記入し郵送または持参してください。

調 理 師 業 務 従 事 者 届　　（　　枚目/　枚中）

令和９年１月　　日

① 業務に従事する場所

施 設 名		電話番号	
所 在 地	〒（　　－　　） 長崎県　　市・郡　　町　　番地		
施設区分 (該当する番号に○印)	１．寄宿舎　２．学校　３．病院　４．事業所　５．社会福祉施設 ６．介護老人保健施設　７．矯正施設　８．飲食店営業　９．魚介類販売業 １０．そうざい製造業　１１．複合型そうざい製造業 １２．その他〔自衛隊、有料老人ホーム、一般給食センター、診療所　等　　〕		

（注意）該当する文字又は数字を○で囲んでください。
※　下欄からは従事している調理師全員を一人ずつご記入ください。

② 令和８年１２月３１日 現在　従事している調理師

ふりがな			性別	男・女	年齢	歳
氏　　名						
住所	〒　　－　　TEL　　－　　－ 市・郡　　町　　番地					備考
登録を受けた都道府県名	都道府県	登録年月日 昭和.平成.令和　　年　　月　　日		登録番号 第　　号		

ふりがな			性別	男・女	年齢	歳
氏　　名						
住所	〒　　－　　TEL　　－　　－ 市・郡　　町　　番地					備考
登録を受けた都道府県名	都道府県	登録年月日 昭和.平成.令和　　年　　月　　日		登録番号 第　　号		

ふりがな			性別	男・女	年齢	歳
氏　　名						
住所	〒　　－　　TEL　　－　　－ 市・郡　　町　　番地					備考
登録を受けた都道府県名	都道府県	登録年月日 昭和.平成.令和　　年　　月　　日		登録番号 第　　号		

※４名以上の従事者が在籍の場合は本紙をコピーしてご使用ください。

長崎県内で調理業務に従事している「調理師免許」をお持ちの皆様へ

調理師業務従事者届を出しましょう

令和８年１２月３１日 現在の状況を

令和９年　１月１５日 までに就業地の保健所へ届出

（※就業地が長崎市・佐世保市の方は県国保・健康増進課へ届出）

法律により２年に１度、『調理師業務従事者届』を提出することになっています

【対象者】

令和８年12月31日現在、次の施設で調理の業務に従事している調理師免許をお持ちの方

	施設区分	施設の具体例
1	寄宿舎	学生寮、社員寮　等
2	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校、学校給食センター等 **※ 学校経営のレストランは「８飲食店営業」へ**
3	病院	２０人以上入院させる患者給食 **※１９床以下（診療所）は「１２ その他」へ**
4	事業所	事業所（会社、工場、事業場、官公署、その他の事業所）の従業員給食
5	社会福祉士施設	児童福祉施設（**幼保連携型幼稚園**、保育所、乳児院等） 老人福祉施設（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等） 保護施設、身体障害者福祉センター、婦人保護施設等 ※社会福祉施設等のカフェ、レストラン、弁当屋は「８ 飲食店営業」へ
6	介護老人保護施設	介護保険法第８条２２項に規定する介護老人保護施設
7	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
8	飲食店営業	一般食堂、料理店、すし店、そば屋、**ホテル**、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレー、その他食品を調理師し、又は施設を設けて客に飲食させる施設
9	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚類を販売する営業施設
10	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、揚、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業施設
11	複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業（※）又は菓子製造業（※）水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く。）又は麺類製造業（※）に係る食品を製造する営業施設 ※ HACCOに基づく衛生管理を行う場合に限る。
12	その他	**診療所**、有料老人ホーム、一般給食センター、自衛隊等

長崎県　国保・健康増進課　TEL　095-895-2495